

壱岐市農業委員会定例会（平成29年5月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年5月25日（木） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 ……
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ……委員 ……委員
 - 第2. 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第28号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第29号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
7. 報告事項 農業用施設等届出申請について
8. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、只今から平成29年5月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…委員、…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請

について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くことになります。

17番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触字長山・・・・田 1, 213㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が5, 813㎡ 畑が14, 917㎡ 計20, 730㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具はトラクター、田植機、ロールベアラー、ハーベアラー、ラッピングマシーン、ダンプ、軽トラです。稲刈は委託をされてあります。農作業歴は本人が25年、父60年、母50年です。通作距離は600mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が水稻を作付けてあり、今後も同様に作付けを行う予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月19日に・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

只今の説明でございますが補足説明ございましたら関連委員。

・・委員

議長。

議長 はい、番委員。
委員 地区担当委員の・・・でございます。今、事務局から説明がございましたように19日に立ち会いをいたしました。譲受人の・・・さんは認定農業者でありまして、繁殖牛を13頭、ビワを10a程営んでおられます。何年になるかわかりませんが、この深見さんのこの土地を耕作しておられまして、作物は水稻をズート作っておられます。その関係で何ら周辺農地へ影響はございませんので、よろしくご審議の程お願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、17番は決定いたします。続きまして18番の説明を求めます。

事務局 はい、18番 土地の所在、
郷ノ浦町平人触字椎ノ木・・・・田 1,084㎡
譲渡人、・・・・
譲受人、・・・・
経営地は田が10,139㎡ 畑が11,186㎡ 計21,325㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料・野菜です。農機具は、トラクター、バインダー、脱穀機、軽トラックです。田植機は組合のものを利用してあります。農作業暦は本人が24年、妻10年です。通作距離は300mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月19日に・・・委員さんと譲受人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 地区担当の・・・です。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。

19日に事務局と・・・さんの奥さん立ち会いのもと、現地を確認

いたしました。申請地は現在、認定農業者である・・・さんが水稻と飼料を作付けてあり、購入後も同様の作付けを行うという事でした。

皆さん方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、18番も決定いたします。続きまして19番の説明を求めます。

事務局

はい、19番 土地の所在、

郷ノ浦町大原触字崎原・・・・田 832㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が21,899㎡ 畑が15,841㎡ 計37,740㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人の要望により売却する。

譲受人、自己所有地の隣接地で、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料・麦・大豆です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ベアラ、牧草反転機、トラックです。農作業暦は本人45年、妻30年です。通作距離は300m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、麦・大豆を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。

19日に事務局と・・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

申請地は・・・さんの所有農地の横で、この農地を通らないと・・・さんの農地に入れない為に、・・・さんに購入の相談をされて、話がまとまったという事であり、本人も認定農業者であり、今は麦を作っていました、今後は大豆を作付けるという事であり、

皆さん方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、19番も決定いたします。続きまして20番の説明を求めます。

事務局

はい、20番 土地の所在、

勝本町西戸触字佛立・・・・・・・・田 1, 279㎡

勝本町新城西触字前神田・・・・・・・・田 1, 456㎡

同じく・・・・・・・・田 501㎡

田が3筆で3, 236㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が3, 236㎡ 畑が2, 917㎡ 計6, 153㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具はトラクター、軽トラックです。田植機、コンバインは組合のものを利用してあります。農作業暦は本人8年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月19日に・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・番・・委員。

・・委員

担当の・・です。只今説明がございましたとおり19日に現地確認を行っております。譲渡人のお父さんであります・・さんそして事務局私の立ち会いで行なっております。息子さんの・・さんは、農協に勤務されてやられておりますので、今後共親子で耕作をして行くという事で飼料作物、水稻関係を作っていくという事ですので、何ら問題はないかなと思っておりますので、よろしくご審議の方をお願いします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、20番も決定いたします。続きまして議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用

につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町池田西触字井鯉坂・・・・・・・・畑 836㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に牛舎及び屋根付き牧場を建設したいので申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成29年4月27日に完了致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。5月19日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。

19日に事務局と現地を確認いたしました。

壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）時、・・委員さんが説明されたように雨の日に放牧場としては利用出来ないという事でハウスを建てて牛舎及び放牧場として利用したいとの事のようにです。

皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号は、意見を付して進達いたします。続きまして議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

7番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触字小場・・・・・・・・畑 397㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 親と同居していますが、家族が増えたため手狭となり、申請地を譲り受けて住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は平成28年5月27日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない

生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。5月22日に・・・委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、先日はどうもスッポカしてすいませんでした。今、事務局から説明がありましたように22日に事務局と・・・さん立ち会いで現地を確認致しました。今、事務局が申しましたように一寸傾斜地で耕作するには一寸不都合かと思ひまして、息子さんが私の2番目と同じ年ですけど親の後を継いで、皆さんもご承知でしょうけど・・・でございます。頑張るそうでございますので、一所懸命応援するたいという事で、そしてもう一点一寸高台で玄海灘を望みまして場所的には良い所でございます。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第27号は意見を付して進達いたします。続きまして議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号と議案第29号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。11頁をお願いします。議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。12頁～13頁の平成29年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度11頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間のものでも田が5筆で4,054㎡、畑が2筆で5,484㎡、計7筆で9,538㎡、10年間のものでも田が12筆で8,925㎡、畑が1筆で1,200㎡、計13筆で10,125㎡、合計20筆で19,663㎡、使用貸借設定5年間のものでも田が3筆で2,760㎡、10年間のものでも田が11筆で14,937㎡ 畑が7筆で9,416㎡、計18筆で24,353㎡、合計21筆で27,113㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

14頁をお願いいたします。議案第29号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。15頁～1

6頁の平成29年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度14頁をお願いいたします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第28号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第28号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆何方の意見を求めるという事でありまして。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第28号と議案第29号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

事務局

はい、17頁をお願いいたします。

報告事項、農業用施設等届出申請について、農業用施設等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。1番、土地の所在

石田町石田西触字大原・・・・・・の一部 田 1,960㎡のうち71㎡
申請人・・・・・・

申請理由 申請地を繁殖牛の堆肥一時保管所として利用したいので申請します。ということです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成29年4月27日に完了しております。

位置図、写真は18頁～20頁です。以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、これは報告事項でございますので、よろしいですか。【はいの声あり】皆さん方から何かご意見ございましたら。ございませんようでしたら本日の本日の総会の日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。